

第三十四回国会 参議院 法務委員会 會議録 第二号

昭和三十五年二月九日(火曜日)午後二時十六分開会

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

委員の異動

十二月二十九日委員亀田得治君及び山口重彦君辞任につき、その補欠として大森創造君及び久保等君を議長において指名した。

一月七日委員大森創造君辞任につき、その補欠として亀田得治君を議長において指名した。

二月一日委員大沢雄一君及び亀田得治君辞任につき、その補欠として平井太郎君及び大森創造君を議長において指名した。

二月八日委員赤間文三君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田 なほ子君
石黒 忠寛君

委員

泉山 三六君
太田 正孝君
津島 壽一君
久保 等君
千葉 信君

政府委員

法務大臣官 大沢 一郎君
府経理部長 栗本 一夫君
最高裁判所長官代理者
経理局長

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(昭和三十五年法務省関係予算に關する件)
(昭和三十五年法務省関係予算に關する件)
○派遣委員の報告

○委員長(大川光三君) ただいまより法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告申し上げます。去る昭和三十四年十二月二十九日亀田得治君、山口重彦君が辞任され、大森創造君、久保等君が選任されました。また昭和三十五年二月一日大沢雄一君辞任、平井太郎君選任、二月八日赤間文三君が辞任され、植竹春彦君が補欠として選任されました。以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査の一環といたしまして、昭和三十五年法務省関係予算に關する件及び昭和三十五年度裁判所関係予算に關する件を議題といたし、政府及び裁判所から、関係予算の概要の説明を聴取することにいたしました。

まず、法務省関係から御説明を伺います。

○政府委員(大沢一郎君) ただいまから昭和三十五年法務省所管予算の

内容について、その概要を御説明申し上げます。

昭和三十五年度の法務省の予定経費要求額は二百八十六億九千七百九十三千円でありまして、これを前年度の予算額二百六十五億四千三百三十一万一千円に比較しますと、二十一億四千九百四十八万二千円の増額となっております。

増額分の内訳を大別致しますと、第一は、人件費関係の十七億五千五百二十七万二千円でございます。第二は、官舎施設費の一億三千八百八十八万八千円でございます。第三は、その他一般事務費としての二億五千六百二十二円となっております。

この増減の詳細については、別途御手元に差し上げてあります資料「昭和三十五年度予算査定額主要科目別分類概要」に基づきまして、順次御説明申し上げます。

まず第一の、人件費の十七億五千五百万円でございしますが、これは昨年七月の人事院勧告に基づく夏季手当の、一カ月分増額支給に伴う職員特別手当及び中級職員等の給与改善に伴う所要経費並びに一般職員の昇給等に要する職員俸給等が増額されたものが大部分であります。なお、人件費に關連致しまして、三十五年度は定員職員二〇〇〇名の増員がなされております。

その内訳について簡単に申し上げますと、第一に、法務局の百四十二名の増員でございます。これは法務局における主要事務の登記、台帳事件が逐年増加の一途をたどり、昭和三十四年度

では登記、台帳事務の一人当たり処理件数が八千件を上回る状況で、もはや能力の限界をこえるものであり、

よって、実際には地方公共団体、農業委員会、司法書士会等の外部の応援によつて辛うじてまかなわれていた状態でありました。今後事件数は上昇すると見込まれることは考えられず、職員の超過勤務による職務強化、事務の簡素化、機械化等による効率化をもつてして、

も処理し得ない実情にありまして、かかる事態に対処し、登記事務の迅速化、適正化をはかるための増員であります。

第二に、檢察庁における検事十名の増員でございます。これは著しく當事者主義化した現行刑事訴訟法のもとにおいては、公判審理の促進は、檢察官の立証活動の迅速化、活発化に負うところがきわめて大であります。しかるに、現在の検事の数をもつてしては、裁判所の「部」の増設等に対応する十分な公判要員が得られないため、公判準備に万全を期することができず、立証活動も必ずしも満足に行なわれていないと言いがたく、これを充実させるためには捜査事務を犠牲にするほかはないのですが、これを行なうときは、最近の犯罪情勢、特に青少年犯罪の増加に対処し、適確な処理を行なうことがいよいよ困難とするのみならず、捜査不十分による公判の紛糾、遅延を来たすという悪循環に陥ることになるので、

かかる事態に対処し、公判審理の迅速化、充実化をはかり、あわせて捜査事務の弱体化を防止するための増員であります。

第三は、少年院の教官二十五名の増員でございます。最近における青少年の非行化の傾向は、少年院にあつては收容少年の人員の増加とその質の悪化という現象を呈しており、これに対する教化活動はいよいよその重要性を増加しているにもかかわらず、これら少年を教育する教官は、人員の不足から、この実情に対処する十分な教化活動を期待し得ない状況にありまして、少年の反社会性を矯正するには、教官のしんぼう強い訓練に待たなければならぬのであります。かかる事態を解決し、効果的な補導教化をはかるための増員であります。

第四は、東京入国管理事務所羽田空港出張所の事務量増加に伴う入国審査官十五名の増員であります。羽田空港における出入国者数は急激に増加しており、たとえ昭和三十年には一日平均三百五十三人であったのが、昭和三十三年には一日平均六百四十五人を数える状況であります。しかも各航空会社のジェット機使用により、この出入国者数は総体的に飛躍的に上昇するのみならず、一時点に集中することが推測されます。かかる事態に対処し、適確、迅速な出入国管理を行なうための増員であります。

第五は、人権擁護局における三名の増員であります。人権擁護局の定員は、現在局長以下十三名にすぎないため、調査事務に渋滞を来たしてあり、ひいては国民の人権に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

ばす結果ともなりかねないため、かかる事態に対処し、人権侵犯事件調査の迅速化、適正化をはかるための増員であります。

第六は、司法試験法改正と司法試験の事務量の増加に伴い、司法試験の円滑適正な実施をはかるための五名の増員であります。

次に、一般事務費の増減の内容について御説明申し上げます。総体で二億五千六百万円の増額となっております。これは一言にして申し上げますと、主として事務量の増加等にスライドして増額されたものであります。内容的には、前年度予算編成方針と同様の三％ないし五％の節約が課せられまして、三十五年度は原則として標準予算経費については節約対象外とされる。――前年度と比較し減額になっているものもございいます。また反対に新規に増額されたものもございいます。そこで、簡単に別紙資料の順序に従い、科目別にその増減の内訳について御説明申し上げます。

第一に、旅費関係でございます。総額としては一千二百三十六万六千円の減額となっております。しかし増額となりましたものは、三十四年度より実施いたしております現行の不動産登記制度と土地台帳及び家屋台帳の一元化作業にあわせ、計量法施行法の規定による不動産登記法、土地台帳及び家屋台帳の面積の表示を書きかえる作業を、三十五年度より本格的に実施するにあたり、それに要する関係旅費で一千三百六十万円、また在日朝鮮人の北鮮帰還に伴う業務処理に要する旅費として五十万円等が新規にそれぞれ増額されるとともに、検察庁における直

接検察活動に要する検察旅費、保護観察所における被保護者等を観察指導するに要する指導援助旅費及び国籍関係調査旅費、人権擁護委員旅費等が、事件数の増加に伴い、それぞれ増額されておりますが、それに対し、前年度限りの経費として計上されておりました参議院議員並びに地方議会議員選挙に対する選挙取締旅費及び刑務所における収容予定人員の減に伴う護送旅費の減額と、節約による減額等がありまして、総体として一千二百萬円の減少となつたものであります。

第二に、庁費関係であります。これは総額で一億二千三百三十六万六千円の増額となっております。増額のおもなものを列挙いたしますと、次の通りであります。

一、法務局における不動産登記制度と土地台帳及び家屋台帳制度の一元化等の作業に要する用紙代等として五千九百万円、並びに事務能率器具購入費として五百万円が増額されております。

二、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の収容者に対する処遇改善の一環といたしまして、収容者に給与するところの日用品の単価の増額をはかりましたほか、少年院については一日収容予定人員で六百人、少年鑑別所で二百人の収容増加を見込んでおりますので、その人員増に伴う経費の増加分等を含み五千二百萬円の増額がなされております。

三、在日朝鮮人の北鮮帰還業務処理に要する経費として三百萬円が増額されております。

四、旅費関係と同様事務量の増加に伴う分といたしまして、登記関係庁費その他が増額されており、その金額が六千九百万円ほどになっております。

以上の増額に対しまして、参議院議員等選挙取締庁費、及び昨行なわれた外国人登録証明書の大量切りかえに要した経費がそれぞれ前年度限りの経費として減額されたほか、節約等による減額がありまして、差し引き総体として一億二千万円が増額になったという次第であります。

第三に、その他といたしまして、取り扱い事件数の増加にスライドしまして、保護司実費弁償金、刑務作業原材料費、収容者作業賃手金及び都道府県警察実費弁償金等がそれぞれ増額になっております。また、最近の公安情勢を考慮いたしまして、公安関係の調査活動費が増額されております。これらを合計しまして一億四千五百萬円の増額となっております。

第四といたしまして、営繕費の一億三千八百八十八万八千円の増額がございします。営繕費については、このほか、官庁営繕費といたしまして建設省所管に三億三千三百四十八万八千円が計上されております。これも前年度と比較いたしまして七千五百六十六萬円の増額となっております。

以上、簡単に増加額の内容について概略申し上げて参りました。

次に、三十五年度予算におきまして新規に予算の計上を見ました事項について御説明申し上げます。

第一に、非行青少年対策の一環といたしまして、刑事局に青少年課を新設するとともに、前に申し上げました検事及び少年院教官の増員等により、そ

の機能の強化充実をはかることになっております。

それにあわせまして、保護会に収容保護するにあつた更生保護委託費のうち、食事つき宿泊費の単価を三円五十銭増の八十五円に改定いたし、その内容の充実をはかることと、新たに全国四百五十カ所――主として地方裁判所及び同甲支所所在地――に、青少年担当保護司を一カ所に二名ずつ配置することにより、青少年の補導援助の強化を図ることになりました。

それによつて特殊勤務保護司の実費弁償金（一日三百円、月五日）五百二十二万円が新たに計上されております。

参考までに申し上げますが、このほか青少年対策の経費といたしまして、検察庁関係においては、対策資料作成費及び精神鑑定謝金等として二百二十萬円の増額がなされております。

また少年院においては、日用品単価の増、施設管理維持経費の増額を行なうとともに、映画演劇等、教育謝金の増額により、その処遇教化面の改善、充実をはかつております。

第二に、本年五月東京において開催を予定されております「刑法における人権擁護に関するアジア地域セミナー会議」の運営に要する経費といたしまして二百三十三万七千円が新たに増額されております。

以上、法務省所管歳出予算について概略御説明申し上げます。

なお、このほか名古屋刑務所及び福岡刑務所の移転に伴う施設取得にかかるとともに、前に申し上げました検事及び少年院教官の増員等により、その機能の強化充実をはかることになっております。

それによつて特殊勤務保護司の実費弁償金（一日三百円、月五日）五百二十二万円が新たに計上されております。

参考までに申し上げますが、このほか青少年対策の経費といたしまして、検察庁関係においては、対策資料作成費及び精神鑑定謝金等として二百二十萬円の増額がなされております。

また少年院においては、日用品単価の増、施設管理維持経費の増額を行なうとともに、映画演劇等、教育謝金の増額により、その処遇教化面の改善、充実をはかつております。

第二に、本年五月東京において開催を予定されております「刑法における人権擁護に関するアジア地域セミナー会議」の運営に要する経費といたしまして二百三十三万七千円が新たに増額されております。

終わりに、当省主管歳入予算について一言御説明申し上げます。

昭和三十五年度法務省主管歳入予算額は六十四億六千八百六十五萬円でございまして、前年度予算額六十億四千二百二十一萬六千円に比較いたしますと、四億一千九百六十四萬九千円の増額となっております。その増額のおもなものは、罰金及び没収金並びに刑務所作業収入でございまして、過去の実績等を基礎として算出されたものでございします。

以上をもつて法務省所管昭和三十五年度予算についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大川光三君） 次に、裁判所から御説明をお願いします。

○最高裁判所長官代理人（栗本一夫君） 昭和三十五年度裁判所所管の予算につきましては御説明申し上げます。まず第一に、昭和三十五年度裁判所所管予算要求額の総額は百三十八億三千三百九十三萬円でございまして……

○高田なほ子君 せっかく今説明をしていて下さるわけですから、資料というものと、おっしゃることと突き合せて何うことが大へんに都合がいいので、資料がそろわなければ、きょうにわかに急いでおやりにならないと、この次の火曜日にまたあつてしょう。そのときに今度は資料をそろえて説明していただくようにしたらどうでしょう。

○委員長（大川光三君） 裁判所いかがでしょうか、一応口頭の説明を聞いて

は、同日大阪府庁において現地の事情を聴取し、翌二十六日も引き続き神戸市において兵庫県下の事情を聞き、現地の視察いたしました。また、登記台帳一元化問題につきましては、二十五日大阪法務局に関係者の出席を求め、懇談を行なったのであります。

以下、調査項目の順に御報告を申し上げます。

第一、法廷等の秩序保持に関する事項

一、昭和二十七、八年以降最近に至るまで、やや小康を保っていた法廷闘争の現象が再び台頭いたし、法廷周辺の示威運動、法廷内の被告人、傍聴人等による喧嘩騒ぎの事例が少なからず、裁判の威信保持上憂慮すべきものがあるものであります。大阪高等裁判所管内では、法廷内の事例として、昭和三十四年十月京都府地方裁判所の、いわゆる「京都府職労事件」勾留理由開示公判における組合員等による混乱、裁判官に対する侮辱、同年十一月同裁判所の、いわゆる「学校八分事件」第二回公判における弁護人による裁判官忌避、非難等があげられており、かかる事例の生ずる原因は種々でありましようが、一部弁護人の不当な同調、煽動行為が見のがさるべきでないとする見方は、注目すべきであります。

二、法廷内の秩序維持は裁判官の責任であり、かつ権限とされるのであります。昭和三十一年以降は、法廷等の秩序維持に関する法律の適用を見た例はなく、これは同法の制裁手続の複雑なこと、さらに裁判所の警備能力の不足等がその理由と思われまふ。それにして、裁判所側としてはみずから手で秩序維持に当たらんとする決意

は十分ふかたがわれ、警備職員増員、弁護人の協力は絶対の要望であり、検察庁側からは、弁護人の出過ぎた行為に対しては弁護士会による自制が必要であるとの主張されたのであります。裁判所構内、周辺の喧嘩騒ぎ、示威運動は、裁判の進行にも影響するので、裁判所、検察庁とも規制立法の必要を認めております。

第二、弁護人の証書書類等閲覧権、被疑者、被告人との接見、交通権に関する事項

一、弁護人の証書書類等閲覧権問題 いわゆる公安事件など特殊事件について、最近必ずといってよいほど問題にされる点であり、その焦点は、検察官が証書として取り調べを請求する意思の確定してない手持ちの証書書類等を事前に相手方に閲覧照写させることを要する点であります。この点につき弁護側は、人定質問直後の証書書類等の事前閲覧は、憲法上、訴訟法上の当然の権利であるとするのに対し、検察側は、刑事訴訟法二百九十九条を根拠に、証拠調べ請求の意思のない証拠まで閲覧せしめる義務はないと反論、閲覧の時期、限度は検察官の裁量に属するとし、弁護側の要求を拒否しており、昭和二十七年吹田、枚方事件以来の実情であります。これがため、裁判の実体審理に入り得ないのが通常で、最近特にこの傾向が顕著なものであります。本問題について、大阪地方裁判所の「全通事件」の審理を通じ、最高裁判所は昨年十二月二十四日「検察官所持の証書書類等につき、公判において取り調べを請求するといふにかかわらず、あらかじめこれを被告人もしくは弁護人に閲覧させるべきこと

を裁判所が命ずることを是認する規定はない」旨の決定を行なったことは御承知の通りであります。従って、証書書類等閲覧権に関する法律問題も、ある程度解決したとも言えるのであります。また、法律の問題のすべてが解決されたものではないから、今後この問題に基因して審理が滞滞することが考えられ、裁判所並びに弁護士会側からは、現行法を改正し、右閲覧権の範囲等を明確にされたいという意見が強く、今後の研究課題とすべきものと思ひます。

二、弁護人と被疑者、被告人との接見交通権問題

身体拘束を受けた被疑者、被告人と弁護人との接見、交通権は確保されなければなりません。最近の実情は必ずしも十分でないようであります。まず、逮捕直後ないし逮捕制限時間中は、被疑者の心理から、弁護人との接見が特に重要視される時期であるにもかかわらず、警察官による制限がはなはだしく、勾留状発布後警察留置場に相当期間留置されるのが慣行であります。さらに、選挙違反、贈賄賂、公安事件等、特殊事件であつて、接見禁止決定の発せられたものについて検察官の行なう面会指定書の制度により制限を受けるのであります。すなわち、検察官は拘留所に対し、あらかじめ一般指定書を発し、別に発する指定書を持参しない弁護人との接見を禁止し、監獄はこの指示を理由に接見を拒否するのが実情のようであります。従って、裁判所は接見禁止決定の請求に慎重を期している現状であります。

本問題に関し法律改正の必要はななく、検察庁、弁護士の間で協議し、

運用の改善をはかるべきものであるとするのが裁判所の意見であり、特に現在一般面会指定制度は廃すべきであり、救済策として、不合理な指定に対し、簡易な準抗告制度を設けること、個別指定書を発しない場合の救済方法、その他法律改正、代用監獄の廃止等の諸点が考慮されるべきであるとする大阪地方裁判所の意見は、傾聴すべきであります。

第三、不動産不法占拠に関する事項

一、最近取締立法促進運動の対象となつてゐる不動産の不法占拠とは、不動産の占有を侵奪したものと占有権の成立する場合をさすのであります。この現象は、当初、戦後の社会的、経済的混乱に伴ひ、全国から流入する失業者、浮浪者、戦災者及び台風の被害者等が、管理不十分な公有土地等に集団的不法占拠地帯を形成したことに始まり、しかもそれが相当の部分に占めるに至り、これに加ふるに紛争の解決には、現在の民事訴訟手続は、時間的、経済的に効果がないことから、各都市の商工会議所等からの刑事手続による解決の要望となつて現われている問題であります。

二、しかしながら、現在の不動産不法占拠の実態は、他人の土地に一夜のうちに無断でバラックを建て、集団化するや、代表者がボス化し、不用バラック等を買収し、直ちに第三者に転売、賃貸するものが通常で、中には本建築的なアパート、店舗あるいは劇場を建築し、不法占拠土地のあつせん等を行ない、巨利を得ている者も現われ、地区一帯は暴力団の支配が強化され、

近寄ることすらできない状態になつてゐるのが一般であります。

公有地の不法占拠状態を見ますと、昨年未現在、大阪府下では津田川、寝屋川、泉田川等の河川敷、堺市、淡路海岸の浜地、交野町、高槻市の道路敷、吹田、大阪両市の土地、堤敷、埋立地等、総計約五千万平方メートル（約千五百三十三坪）、大阪、布施両市の建物約七千万平方メートル（五十一坪）が不法占拠の対象となつており、大阪市の場合は、昨年九月未現在で、行政財産、普通財産合計は十五万六千九百九十七・五平方メートル（四万七千五百七十五坪）に達し、昨年四月以降の処理分を合わせ総計千六十六万、十七万二千九百四十六・四平方メートル（五万二千四百八坪）に及ぶのであります。しかも、未処理の大阪市有地面積の六七％が民事的手段に出なければならぬ現状であります。兵庫県においては河川敷の不法占拠が目立ち、武庫川、市川、夢前川、猪名川等の河川敷約十四万九千五百平方メートル（約四千五百二十坪）にわたり、日雇、労働者、拾い屋、寄せ屋等が集団部落化しており、中でも武庫川の場合、建物に使用が九千万平方メートル（約二千七百三十坪）、農耕に使用するもの十三万四千六百二十五平方メートル（四万七千九百五十五坪）に及び、戸数五百九十七戸、千九百三十三人が居住するに至つてゐるのであります。神戸市の場合、昭和三十三年六月現在で、終戦から昭和二十四年ごろまでの不法占拠例に土地八万四千三百十六・二平方メートル（二万四千三百十四坪）、建物二百五十七・四平方メートル（七十八坪）をあけ、おもなものとして新湊川、生田川沿い道路敷、区

調整事業用地約二万七千二百二十四平方メートル(約六千二百八十坪)がありま

民有地の不法占拠の実態は明らかで
ありませんが、昨年七月から八月にか
け、名古屋、京都、神戸、大阪の四商工
会議所共同で行なつた民有不動産の不
法占拠の実態調査結果は、その傾向を
示すものとして興味あり、また、神戸商
工会議所のあげた尼崎市丸島町白石工
業株式会社の被占拠事例は、暴力的形
態の不法占拠並びに訴訟審理の実態を
物語るものとして注目されたのであり
ます。

三、かかる不法占拠の現状に対し、
府県市は、今日では居住者の生活実態
からして、行政上の強制執行を行なう
こととさよくなし得ず、警察としても
民事事件不関与の原則に従い、告訴事
件にも消極的であり、送検してもほと
んどが不起訴に終わるのが現状であり
ます。

四、今後の対策として、民事訴訟手
続の迅速化、行政諸法の整備、特に強
力な刑罰法規の制定が強く望まれたの
であります。しかし、純粋な意味での
不動産の不法な侵害の実態は不明であ
ること、最近の不法占拠の増加の実態
が不明確であること、刑事立法といえ
ども現在の事件は依然適用外として残
存させざるを得ないこと、また、強制
明け渡し、退去措置が講ぜられても、
占拠者の転居等について民生的安定を
はかる必要があること等の諸点から、
裁判所も批判的であつたのでありま
す。

第四、登記台帳一元化に関する事
項。

一、戦後登記台帳事務の逐年増加、
内容の複雑化は、今日、登記所職員
事務の過重負担の大きな原因となつて
おり、昭和二十二年司法事務発足時を
一〇〇とすれば、昭和三十四年の甲号
事件は五六一六という増加であるにもか
かわらず、職員は二〇八の増でしかな
いのであります。

二、登記所の事務負担を過重に陥れ
る他の原因は、現行登記台帳の二元的
制度にあり、かかる制度のもとでは、
利用者においても二重の手数と費用の
負担を余儀なくされ、国民の経済的負
担をも過重に陥れるものであります。

最近かかる不経済、負担過重の除去、
緩和をはかり、登記手続を合理化、簡
素化するため、登記台帳の統合一元化
の論議が活発になり、立法作業も進め
られていくわけでありました。そこで、
登記台帳を一元化するにあたり、考慮
すべき点として、大阪法務局では職
員、臨時職員的大幅な採用、疲労回復
のための強壮剤、栄養剤の支給、そし
て超過勤務時の食糧費の支給が訴えら
れ、現状のままでは負担過重のため法
務局機能が麻痺化するおそれがあると
しているものであります。

三、登記台帳の一元化に伴い、当然
司法書士と土地家屋調査士の業務範囲
が問題となるのでありますが、土地家
屋調査士会は、両者の業務範囲につい
ての昭和三十三年九月二十七日付両連
合会の統一解釈に従うものであると表
明したので、司法書士会は、一元
化に伴う両者の業務範囲については
未定であり、一元化立法措置自体、現
在の登記所の実体及び全国の地番、家
屋番号等の乱脈などから疑問であ
り、国土調査法等との関係から二重手

間であると指摘、問題の重要性にかん
がみ、慎重を期すべきであるとの意見
が述べられたことは注目されました。

四、登記台帳一元化の徹底を期する
ためには、法務局職員、施設の充実が
基本であります。戦前から登記所職
員の待遇は冷遇といふはかなく、これ
を、地方職員とはいへ、年令、勤続年
数とも同等の大阪市役所戸籍係長と比
較しても、俸給総額にして法務局の課
長はこれの六五%、部長でさえ九五%
の低きに甘んじていなければならぬ
現状であります。従つて、法務局職員
の待遇改善については要望する点多
く、等級別定員の改定、号俸調整、課
長、支局長への管理職手当支給、交際
費の増額、特別昇給率の増加、渡り切
り費の増額、超過手当の増額、そして機
構面で地方法務局に次長制を設けるこ
と、戸籍、国籍、人権の各専門職を置く
こと等があげられたのであります。

また、大阪法務局は二支局二十八出
張所を管掌するのでありますが、公簿
格納倉庫の安全なのは池田、中野出
張所ぐらゐのもので、他はいずれも改
修、新築工事を要求している実情であ
ります。まことに登記台帳一元化の重
要性の認識と同時に、直接事務を担当
する法務局職員、庁舎等、施設の充実
こそ急務であると認識させられたので
あります。

調査結果の報告は以上であります
が、詳細については調査室の資料等を
御参考にごらんいただきたく存じま
す。

以上をもつて私の報告を終わります
す。

なお、ただいまの報告について御質
問がございましたら、御発言を願いま

す。――別に御質疑もないようであり
ますので、派遣委員の報告はこれを
もつて終了いたします。

以上をもつて本日の審議は終了いた
しました。

次回は、二月十六日火曜日午前十時
より委員会を開き、破防法の適用状況
に関する件並びに法務省及び裁判所関
係の予算についての質疑を行なう予定
であります。

では、これをもつて委員会を散会い
たします。

午後三時十二分散会

二月五日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、笠松刑務所移転に関する諸願
(第九号)

第九号 昭和三十四年十二月二十九
日受理
笠松刑務所移転に関する諸願
諸願者 岐阜県羽島郡笠松町
長 山本清之助外九千
四百六名

紹介議員 田中 啓一君 古池
信三君

岐阜県羽島郡笠松町所在の笠松刑務所
は、昭和二十三年九月一日岐阜刑務所
主管のもとに、開放的でありながら格
子なきろう獄という新しい構想で笠松
女子学園として発足し、翌二十四年六
月一日独立して笠松刑務所と改称、も
つぱら女囚を収容して現在に至つてい
るが、時代の要請につれ刑務所付近一
帯は、商家、工場及び学校等が極度に
密集し、本町の主要な中心街を形成す
るに至り、とくに中部地方最重要の国
道二十一号線に沿う交通要衝の位置と

なつてゐる。さらに本町は岐阜県下最
高の織物生産を主とする工業都市であ
り、年ごとに隆昌発展をとげ、文化も
著しく向上し、岐阜市あるいは一宮市
等隣接都市に比し見劣りしないまでに
躍進しつつある現況であるとき、本刑
務所は一万一千坪からなる広大な地域
を占め、本町の発展を極度に阻害して
いるばかりでなく、教育上並びに一般
に与える悪影響もまた甚大であるこ
とは、多くの人のひとしく痛感してい
るところであるから、本町はじめ中部
日本の産業界発展のために、当地方一
帯全住民の心からの熱願を入れて、こ
の際すみやかに笠松刑務所を本町以外
の適当な地域に移転せられ、かつこれ
が敷地、建物などを笠松町に払い下げ
られたいとの諸願。

二月八日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律案

一、裁判所職員定員法の一部を改正
する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭
和二十三年法律第七十五号)の一部
を次のように改正する。

第十五条中「八万三千八百十円」を
「八万三千九百円」に、「五万三千四
百二十円又は四万六千五百八十円」
を「五万三千五百円又は四万六千六

百円」に、「七万五百六十円又は六万五千四百九十円」を「七万六千円又は六万五千五百円」に改める。

別表判事、判事補及び簡易裁判所判事の各項を次のように改める。

判事簡易裁判所										判事補										判事									
六号	五号	四号	三号	二号	一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号							
三八、九〇〇円	四三、一〇〇円	四六、六〇〇円	五三、五〇〇円	五五、八〇〇円	六〇、五〇〇円	一八、三〇〇円	二〇、三〇〇円	二一、三〇〇円	二五、六〇〇円	二八、二〇〇円	三〇、一〇〇円	三一、九〇〇円	三五、二〇〇円	三八、九〇〇円	四三、一〇〇円	五五、八〇〇円	六〇、五〇〇円	六五、五〇〇円	七〇、六〇〇円	七五、七〇〇円	七八、八〇〇円	八一、八〇〇円							

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
三、五、二〇〇円	三、一、九〇〇円	三、〇、一〇〇円	二、八、二〇〇円	二、五、六〇〇円	二、一、三〇〇円	二、〇、三〇〇円	一、八、三〇〇円

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」を「五万三千五百円又は四万六千六百円」に改める。
別表検事及び副検事の各項を次のように改める。

一	二	三	四	五	六	七
八、一、八〇〇円	七、八、八〇〇円	七、五、七〇〇円	七、〇、六〇〇円	六、五、五〇〇円	六、〇、五〇〇円	五、五、八〇〇円

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

検事										副検事									
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	一	二	三	四	五	六	七	八
五、三、五〇〇円	四、六、六〇〇円	四、三、一〇〇円	三、八、九〇〇円	三、五、二〇〇円	三、一、九〇〇円	三、〇、一〇〇円	二、八、二〇〇円	二、五、六〇〇円	二、一、三〇〇円	二、〇、三〇〇円	一、八、三〇〇円	四、三、一〇〇円	三、八、九〇〇円	三、五、二〇〇円	三、一、九〇〇円	三、〇、一〇〇円	二、八、二〇〇円	二、五、六〇〇円	二、一、三〇〇円

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第一条の表中「一、一〇二人」を「一、一五二人」に、「七三〇人」を「七〇〇人」に改める。
第二条中「一万九千九百三十四人」を「二万七千人」に改める。

附則

この法律中第一条の改正規定は昭和三十三年四月十七日から、第二条の改正規定は同月一日から施行する。